

# 福岡県公報

平成17年7月1日  
第2407号

## 目 次

### 告 示 (第1283号—第1308号の2)

○建設業の営業の一部停止	(建築指導課) ..... 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) ..... 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) ..... 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 4
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) ..... 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 5
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 5
○道路の供用の開始	(道路維持課) ..... 5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) ..... 5
○特定非営利活動法人の定款更の認証申請	(生活文化課) ..... 6
○土地改良区の定款の変更の認可	(農地計画課) ..... 6
○土地改良区の解散の認可	(農地計画課) ..... 6
○新たに生じた土地の確認	(地方課) ..... 7
○市の町の区域の変更	(地方課) ..... 7
○市の字の区域の変更	(地方課) ..... 7
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課) ..... 7
○土地改良事業計画の変更の認可申請の適否決定	(農地計画課) ..... 8

### ○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更

(出納事務局出納総務課) ..... 8
(地方課) ..... 9
(生活文化課) ..... 9
(生活文化課) ..... 10
(都市計画課) ..... 10
(河川課) ..... 10
(畜山課) ..... 11

## 公 告

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき指定しようとす る鳥獣保護区特別保護地区	(緑化推進課) ..... 11
---	------------------

## 公安委員会

○道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定 の一部改正	(警察本部運転免許試験課) ..... 11
○道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定 の一部改正	(警察本部運転免許試験課) ..... 12

## 雑 報

○福岡北九州高速道路債券の定時償還のための抽せんの結果	(高速道路対策室) ..... 12
-----------------------------	--------------------

## 告 示

### 福岡県告示第1283号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成17年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 处分をした年月日  
平成17年6月21日
- 处分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在 地	代表者の氏名	許 可 番 号
有限会社東洋建設	飯塚市大字川津503-4	山本 政市	平成17年3月30日 福岡県知事許可(般-16) 第47254号
香田工業株式会社	福岡市東区原田1-15-1	前田 祐子	平成16年2月12日 福岡県知事許可(特-15) 第10747号
合資会社前田組	飯塚市大字川津504	前田 稔	平成13年12月25日 福岡県知事許可(特-13) 第31283号

### 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

#### (1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア及びイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

#### (2) 停止期間

有限会社東洋建設

平成17年7月5日から平成17年7月19日までの15日間

香田工業株式会社

平成17年7月5日から平成17年7月19日までの15日間

合資会社前田組

平成17年7月5日から平成17年7月19日までの15日間

### 4 処分の原因となった事実

有限会社東洋建設は、平成15年3月31日を審査基準日とする経営事項審査及び平成16年3月31日を審査基準日とする経営事項審査において、「アイランドシティ（香椎浜3丁目6・西部）地区下水道築造工事」外3件の工事を行っていないにもかかわらず、完成工事高を水増しするため、事実と相違する工事経歴書を作成したうえ、これを、工事種類別完成工事高に計上し、虚偽の内容申請を行った。また、これにより得た評点をもって公共工事の発注機関に対して入札参加資格申請を行った。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

香田工業株式会社は、平成15年9月30日を審査基準日とする経営事項審査において、「東部（伏谷）埋立場左岸雨水排水路築造工事（その6）」の工事を行っていないにもかかわらず、完成工事高を水増しするため、事実と相違する工事経歴書を作成したうえ、これを、工事種類別完成工事高に計上し、虚偽の内容申請を行った。また、これにより得た評点をもって公共工事の発注機関に対して入札参加資格申請を行った。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

合資会社前田組は、平成16年3月31日を審査基準日とする経営事項審査において、「福岡（薬院3丁目外8）地区下水道築造工事」の工事の未完成工事高を計上し、また、平成15年3月31日を審査基準日とする経営事項審査及び平成16年3月31日を審査基準日とする経営事項審査において、「道路改良工事（Aタイプ）」の工事の完成工事高を二重計上し、事実と相違する工事経歴書を作成したうえ、これを、工事種類別完成工事高に計上し、虚偽の内容申請を行った。また、これにより得た評点をもって公共工事の発注機関に対して入札参加資格申請を行った。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

### 福岡県告示第1284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月1日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
久留米	県道	御井線 諏訪野	前	久留米市御井町麓519番先から 同市御井町日出原1735番5先まで	6.9 ～ 8.4	202.5
			後	同上	10.0 ～ 31.0	202.5

## 福岡県告示第1285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
田川	県道	八女春線 香	前	田川郡添田町大字落合3109番1先から 同郡同町大字落合4361番1先まで	12.5 ～ 18.6	169.5
			前	同上	9.0 ～ 42.0	170.5
			後	同上	12.5 ～ 16.8	169.5

田川	県道	八女春線 香	前	田川郡添田町大字落合3125番3先から 同郡同町大字落合4233番1先まで	6.6 ～ 11.0	910.0
			前	同上	11.0 ～ 28.0	912.0
			後	同上	6.6 ～ 11.0	910.0
			後	同上	11.0 ～ 28.0	912.0

## 福岡県告示第1286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年7月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	八女春線 香	田川郡添田町大字落合3125番3先から 同郡同町大字落合4361番1先まで
田川	八女春線 香	田川郡添田町大字落合4321番2先から 同郡同町大字落合4250番1先まで

## 福岡県告示第1287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
甘木	一般国道	386号	前	朝倉郡杷木町大字久喜宮1048番1先から同郡同町大字久喜宮1076番1先まで	13.0 ～ 21.0	185.0
			後	同上	13.0 ～ 22.5	185.0

#### 福岡県告示第1288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年7月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
甘木	386号	朝倉郡杷木町大字久喜宮1048番1先から同郡同町大字久喜宮1076番1先まで

#### 福岡県告示第1289号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

山門郡瀬高町大字大江字平木2288番1、及び同字長田1686番15

#### 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

山門郡瀬高町大字大江1694番地

医療法人 喜明会 理事長 山内 一明

#### 福岡県告示第1290号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 届出年月日

平成17年6月17日

#### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 西友那珂川店

(2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町中原三丁目122番地

#### 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後
	開店時刻	閉店時刻	
株式会社 西友	午前8時	午前0時	24時間

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
-----	-----

午前7時30分から午前0時30分まで	24時間
--------------------	------

**福岡県告示第1291号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月1日

**福岡県知事 麻生 渡**

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
久留米	県道	久留米線 小郡	前	小郡市大字稻吉13 74番1先から 同市小郡795番4 先まで	6.4 ～ 15.3	1276.9	うち一般 国道500 号重用延 長 205.9 メートル
			前	同上	3.2 ～ 38.6	2011.2	
			後	小郡市大字福童 3335番3先から 同市小郡795番4 先まで	5.7 ～ 36.7	3118.0	うち県道 鳥栖朝倉 線重用延 長 267.7 メートル 、一般國 道500号 重用延長 205.9メ ートル
			後	同上	7.0 ～ 37.4	3635.1	うち一般 国道500 号重用延 長 782.4 メートル

**福岡県告示第1292号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月1日

**福岡県知事 麻生 渡**

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
久留米	県道	中川野線	前	久留米市北野町陣屋401番 1先から 同市北野町中21番先まで	2.4 ～ 10.4	986.0
			後	同上	7.5 ～ 16.0	986.0

**福岡県告示第1293号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年7月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月1日

**福岡県知事 麻生 渡**

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
前原	雷山線 前原	前原市大字蔵持642番1先から 同市大字蔵持663番1先まで

**福岡県告示第1294号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年6月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人すみれ

(2) 代表者の氏名

長田 洋子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大牟田市勝立458番地1

(4) 定款に記載された目的

（旧）この法人は、高齢者や地域住民に対して、介護保険法に関する事業や、雇用機会の拡充を支援する活動を行い、相互扶助精神に基づいた「ふれあい社会づくり」をスローガンに、高齢者・身障者・青年とともに協力・協働し、創造的な福祉社会を形成していくと同時に失業者の雇用機会の増進に努め、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

（新）この法人は、高齢者や地域住民に対して、相互扶助精神に基づいた「ふれあい社会づくり」をスローガンに、在宅福祉サービスに関する事業や、地域福祉を支援する活動を通して、創造的な福祉社会を形成していくと同時に社会全体の利益に寄与することを目的とする。

---

福岡県告示第1295号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年6月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州市すこやか住宅推進協議会

(2) 代表者の氏名

下畠 洪三

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区大手町1番1号小倉北区役所庁舎西棟6階北九州市住宅供給公社内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福祉・医療・建築関連団体の連携の下に、住宅のバリアフリー化に有効な知識・技術の開発と普及に努めると共に、高齢者・障害者並びにその家族が、安心して豊かな日常生活を送られるよう、民間住宅の整備事業を積極的に行い、もって「福祉文化」の向上に寄与することを目的とする。

---

福岡県告示第1296号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成17年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
田中土地改良区	17・6・22

---

福岡県告示第1297号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる

事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成17年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区分名	解散認可年月日
糟屋郡宇美町障子岳土地改良区	平成17年6月22日

#### 福岡県告示第1298号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、北九州市長から北九州市の区域内に次の土地が新たに生じたことを平成17年6月7日確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

新たに生じた土地の表示	地積（平方メートル）
北九州市小倉南区空港北町6地先	626,700.33

#### 福岡県告示第1299号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、北九州市長から北九州市の町の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成17年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

次の区域を小倉南区空港北町に編入する。

新たに生じた土地
北九州市空港北町6地先の公有水面埋立地626,700.33平方メートル

#### 福岡県告示第1300号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、北九州市長から北九州市の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成17年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

次の区域を八幡西区藤原一丁目に編入する。

区	大字・町	地番
八幡西区	医生ヶ丘	1の4から1の11まで

#### 福岡県告示第1301号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成17年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年6月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称（仮称）スーパー ドラッグ コスモス水巻店

(2) 所在地 福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地1番96 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
光陽興産株式会社	福岡県遠賀郡水巻町頃末北四丁目6番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

## 4 大規模小売店舗を新設する日

平成18年2月17日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,987m<sup>2</sup>

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地1番96外	106

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地1番96外	60

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地1番96外	62.5

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立法メートル)
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地1番96外	11.4

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分～午後10時30分

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地1番96外

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後11時

## 福岡県告示第1302号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を平成17年6月22日付けで適當であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
田中土地改良区	土地改良事業変更計画書の写し	平成17年7月1日から平成17年8月1日まで	田川市役所 大任町役場

## 福岡県告示第1303号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成17年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

新旧事項	売りさばき人 証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	141	福岡市東区千早3丁目9番23号 福岡市自家用自動車協会 会長 清水 晃	福岡市東区千早3丁目9番23号	平成17年6月21日
旧事項		福岡市東区千早3丁目9番23号 福岡市自家用自動車協会 会長 木曾 信重		

## 福岡県告示第1304号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成17年度において2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成17年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 募集期間

平成17年10月入隊（男子のみ）	平成17年8月1日から 平成17年8月31日まで
------------------	-----------------------------

## 2 受験資格

平成17年10月1日現在18歳以上27歳未満の男子

## 3 試験期日

受付時に指定する。

## 4 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1丁目12番 (電話 092-584-1881)	自衛隊福岡地方連絡部
北九州市小倉北区片野新町3-1-1 (城野分屯地内) (電話 093-921-7414)	自衛隊福岡地方連絡部 北九州出張所
築上郡椎田町西八田 (築城基地内) (電話 0930-56-1150)	自衛隊福岡地方連絡部 築城募集事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981)	自衛隊福岡地方連絡部 芦屋募集事務所
飯塚市大字川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方連絡部 飯塚募集事務所
春日市大和町5-12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方連絡部 福岡募集事務所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方連絡部 福岡募集事務所（博多）

福岡市東区和白丘2-2-63	(電話 092-607-4826)	自衛隊福岡地方連絡部 福岡募集事務所（和白）
福岡市西区姪の浜5-4-20	(電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方連絡部 福岡募集事務所（姪浜）
久留米市山川追分1-8-19	(電話 0942-23-7050)	自衛隊福岡地方連絡部 久留米募集事務所
八女市大字本村字杉町662-5	(電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方連絡部 八女募集事務所
柳川市本町10-11	(電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方連絡部 柳川募集事務所
大牟田市宝坂町1-2-9	(電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方連絡部 大牟田募集事務所

## 5 試験場の位置及び名称

受付時に指定する。

## 福岡県告示第1305号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成17年6月2日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人博多織技能開発養成学校

## (2) 代表者の氏名

床嶋 厚生

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目14番12号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、新しい博多織の未来像を創造する人、博多織を業とする人、染色作家を目指す人などを一般より公募し、次世代の博多織を担える人材を育成することで、個人の職業能力の開発を実現して、それに伴う創業及び雇用機会の拡充を支援する。また人材養成事業を円滑に実施するため共同研究・技術開発をはじめ事業に関する関係機関とのネットワークを構築するとともに広く市民への広報宣伝活動を行う。こうした活動を継続実施することにより、広く地域経済活動の活性化を図ると同時に、社会的財産である伝統文化の継承・振興に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第1306号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年6月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人しんぐるまさあず・ふぉーらむ・福岡

(2) 代表者の氏名

大戸 はるみ

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区警固二丁目2番4-501号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、母子、寡婦及び離婚に至る前の母ひとりの家庭（以下「主としてひとり親家庭」という。）の母及び子どもが、自らの意思で主体的に生活し、生きがいに満ち、活力に富んだ人生を送れるよう支援することを目的とする。

## 福岡県告示第1307号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

嘉穂郡桂川町大字土師字赤水2177番1及び2177番11から2177番21まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

嘉穂郡穂波町平恒1番地13

平和開発株式会社 代表取締役 安部 博

飯塚市西町1番13

株式会社 中本不動産 代表取締役 中本 治彦

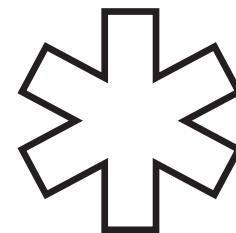
## 福岡県告示第1308号

水防法（昭和24年法律第193号）第18条の知事の定める標識は、次のとおりとする。水防法第11条の規定による車馬の標識（昭和24年9月福岡県告示第531号）は、廃止する。

平成17年7月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 図柄



水防管理団体名

## 2 色

全体の背景の色 白

中央のマークの色 赤

## 3 規格

縦60センチメートル×横90センチメートル

## 福岡県告示第1308号の2

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成17年7月1日

福岡県知事 麻 生 渡

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	甘木市大字福光33-3	17・6・23

## 公 告

## 公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第4項の規定に基づき、同法第29条第1項の規定により指定をしようとする鳥獣保護区特別保護地区について、次のとおり公告する。

平成17年7月1日

福岡県知事 麻 生 渡

## 第1 鳥獣保護区特別保護地区の指定

## 1 烏帽子島鳥獣保護区特別保護地区

## (1) 名称

烏帽子島鳥獣保護区特別保護地区

## (2) 区域

糸島郡志摩町烏帽子島全域

## (3) 存続期間

平成17年11月15日から平成27年11月14日まで

## (4) 保護に関する指針の案

## ア 指定区分

集団繁殖地の保護区

## イ 指定目的

当該地域は、糸島郡志摩町の糸島半島と壱岐島とのほぼ中間の玄界灘に位置する周囲約800m、海拔42mの小さな岩礁であり、県のレッドデータブックにおいて絶滅危惧種とされているカンムリウミスズメの貴重な繁殖地である。したがって、当該希少種等鳥類の生息環境の保全を図るため、県指定の鳥獣保護区特別保護地区に指定するものである。

## 2 鳥獣保護区特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区特別保護地区的保護に関する指針の案の縦覧場所

場 所	住 所
県民情報センター	福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁1階
北九州県民情報コーナー	北九州市小倉北区城内7-8 福岡県小倉総合庁舎2階
筑後県民情報コーナー	久留米市合川町1642-1 福岡県久留米総合庁舎1階
筑豊県民情報コーナー	飯塚市新立岩8-1 福岡県飯塚総合庁舎1階
京築県民情報コーナー	行橋市中央1-2-1 福岡県行橋総合庁舎1階
志摩町産業振興課	糸島郡志摩町大字初30

## 第2 備考

縦覧期間は、公告の日から起算して2週間とし、第1の1の(2)に記載する区域に係る住民及び利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

なお、意見書の提出先は、福岡市博多区東公園7番7号福岡県水産林務部緑化推進課である（郵便番号812-8577）。

## 公安委員会

福岡県公安委員会告示第139号

道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年12月福岡県公安委員会告示第133号）の一部を次のように改正する。

平成17年7月1日

福岡県公安委員会

〔久留米第一自動車学校  
久留米市山本町豊田1358-1  
川原ヒサエ〕  
を  
〔久留米第一自動車学校  
久留米市山本町豊田1358-1  
野口能達〕  
に改める。

#### 福岡県公安委員会告示第140号

道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成7年7月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成17年7月1日

福岡県公安委員会

〔久留米第一自動車学校  
久留米市山本町豊田1358-1  
川原ヒサエ〕  
を  
〔久留米第一自動車学校  
久留米市山本町豊田1358-1  
野口能達〕  
に改める。

#### 雑報

#### 福岡北九州高速道路公社公告第1号

福岡北九州高速道路債券の定時償還のための抽せんを行った結果、償還する債券の証券番号が決定しましたので福岡北九州高速道路債券規程第15条の第1項の規定により公告します。

平成17年7月1日

福岡北九州高速道路公社

理事長 田中康順

銘柄	券面金額	証券番号	償還期日	償還額(千円)
----	------	------	------	---------

第93回福岡北九州 高速道路債券	100万円	8,619 ~ 9,308	平成17年7月26日	690,000
第95回福岡北九州 高速道路債券	100万円	8,482 ~ 8,931	平成17年7月28日	450,000
第97回福岡北九州 高速道路債券	100万円	17,532 ~ 18,281	平成17年7月28日	750,000
第99回福岡北九州 高速道路債券	100万円	17,502 ~ 18,251	平成17年7月28日	750,000